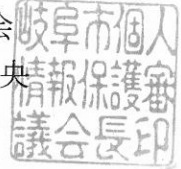


答 申 第 2 0 7 号  
平成 29 年 1 月 10 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩 原 聡 氏



保有個人情報の提供について (答申)

岐阜市個人情報保護条例 (平成16年岐阜市条例第1号) 第10条第3項の規定に基づき、平成29年1月4日付け岐阜市福消総第822号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 保有個人情報の提供について

#### (1) 事案の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) 第12条第1項では、医師は、1類感染症から5類感染症及び新型インフルエンザ等 (以下単に「感染症」という。) にかかっていると疑われる者を診断したときは、最寄りの保健所長を経由して県知事に報告することとなっており、また、保健所長は、感染症法第17条の規定により、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して医師の健康診断を受けるよう勧告し、又は職員により健康診断を受けさせること (以下「健康診断の勧告等」という。) ができることとなっている。

また、岐阜市消防本部 (以下「消防本部」という。) では、救急現場に居合わせた人 (以下「バイスタンダー」という。) が救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際には、当該バイスタンダーに対し、応急手当に係る見舞金支給基準に従って見舞金 (感染検査費用) を支払うことを開始することから、バイスタンダーの氏名、住所、生年月日及び連絡先を収集することとなる。

そのため、保健所地域保健課 (以下「地域保健課」という。) は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者がいる場合は、当該者の救急業務に関与したバイスタンダーについて、感染症法第15条第1項の規定による調査等 (以下「感染症調査等」という。) を行い、消防本部から当該バイスタンダーの個人情報を取得し、速やかに健康診断の勧告等を行いたいと考えている。

以上のことから、地域保健課から感染症調査等の依頼があった際には、感染症の拡大防止という公益性の観点から、原則として協力することとし、調査対象のバイスタンダーの情報を地域保健課へ提供する。

- (2) 提供する保有個人情報  
バイスタンダーの氏名、生年月日、住所及び連絡先

- 2 意見  
適当なものと認める。